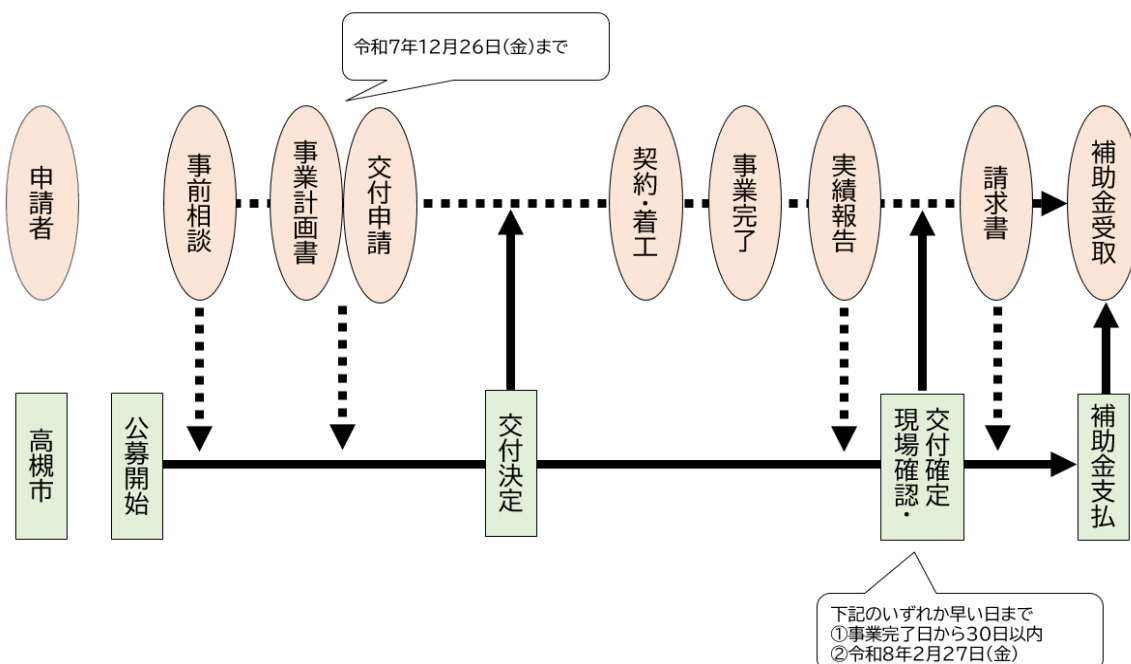


令和7年度高槻市 集合住宅省エネルギー改修補助金のご案内

高槻市では地球温暖化対策の一環として、高槻市内の集合住宅で、次の省エネルギー改修を実施する際の、費用の一部を助成します。

- (1) 共用部分の照明設備をLED照明に改修するもの
※ 以下の(2)から(5)のいずれかと同時に実施する場合のみ
- (2) 高反射率塗装を用いて塗装するもの
- (3) 窓を二重窓又は複層ガラスに改修するもの
- (4) 壁又は屋上を断熱改修するもの
- (5) 次の自然エネルギー設備等を導入するもの
①太陽光発電システム ②太陽熱利用システム ③ペレットストーブ 他

補助金交付申請手続きの流れ



1 対象となる省エネルギー改修等

高槻市内の既存の集合住宅に、以下(1)から(5)に該当する省エネルギー改修等を実施した場合に補助の対象となります。

対象となる省エネルギー改修等		備考								
(1)	集合住宅の共用部分の照明設備をLED照明へ改修する事業	(2)から(5)の事業と同時に実施する必要があります。								
(2)	集合住宅の外気に接する部分に高反射率塗料を用いて塗装する事業	環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示す以下の要件を満たす製品が対象となります。 ● 高日射反射率塗料 JIS K5675 に適合する資材、又は近赤外波長域日射反射率が下表に示す数値以上であること。 <table><tr><td>明度 L*値</td><td>近赤外波長域日射反射率(%)</td></tr><tr><td>40.0 以下</td><td>40.0</td></tr><tr><td>40.0 を超え 80.0 未満</td><td>明度 L*値の値</td></tr><tr><td>80.0 以上</td><td>80.0</td></tr></table> ● 高日射反射率防水 近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること（日射反射率の求め方は JIS K5602 に準じる） 部分的な改修であっても、補助の対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。	明度 L*値	近赤外波長域日射反射率(%)	40.0 以下	40.0	40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値	80.0 以上	80.0
明度 L*値	近赤外波長域日射反射率(%)									
40.0 以下	40.0									
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値									
80.0 以上	80.0									
(3)	集合住宅の外気に接する部分の窓を二重窓又は複層ガラスに改修する事業	部分的な改修であっても、補助の対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。								

対象となる省エネルギー改修等		備考
(4)	集合住宅の外気に接する部分の壁又は屋上を断熱改修する事業	部分的な改修であっても、補助の対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。
(5)	集合住宅に自然エネルギー設備等を導入する事業	集合住宅の新築時の導入でも対象となります。
	(ア) 太陽光発電システム	発電した電力を蓄電システム等に蓄電し、共用部分の照明やエレベーター等の電力に用いるものに限ります。
	(イ) 太陽熱利用システム	住棟セントラル方式に限ります。
	(ウ) ペレットストーブ	集合住宅の共用部分に導入するものに限ります。
	(エ) その他、市長が認める設備	

2 補助金の額

設備導入に係る費用等の3分の1の額（上限100万円）

3 補助対象者

高槻市内の集合住宅に省エネルギー改修等を実施する管理組合等*1 又は建築物所有者*2。

*1 管理組合等・・・集合住宅の管理組合又は管理者

*2 建築物所有者・・・集合住宅を所有する個人事業主又は中小事業者

4 交付方法及び件数

先着2件を予定

5 申請方法

申請期限までに事前相談のうえ、事業計画書等の必要書類を、市環境政策課窓口(市役所本館5階)に直接持参してください(別添 提出書類一覧参照)。場合により、その他の書類の提出を求めることがあります。

6 申請期限

令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）

7 補助金交付の主な要件

【補助対象者について】

- ① 高槻市税の滞納がないこと。
- ② 法人税及び消費税の滞納がないこと（法人の場合）。
- ③ 申告所得税及び消費税の滞納がないこと（個人事業主の場合）。
- ④ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

【補助事業について】

- ① 高槻市の集合住宅を対象とする事業であること。
- ② 補助対象経費が、30万円以上の事業であること。
- ③ 補助金交付決定後に省エネルギー改修の工事に係る契約を締結し、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実績報告書提出期限（令和 8 年 2 月 2 7 日（金））のいずれか早い日までに完了報告をすること。

8 その他の注意事項

- ① 事業計画書類は、市環境政策課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

高槻市集合住宅省エネルギー改修補助金

検索
- ② 詳細は、補助金交付要綱をご覧ください。
- ③ 補助金の交付を受けた管理組合等及び建築物所有者は、市の地球温暖化防止やその他の環境施策にご協力をお願いします。



問い合わせ

TEL : 072-674-7486

高槻市 市民生活環境部 環境政策課（本館 5 階）

〒569-8501

高槻市桃園町 2 番 1 号

FAX : 072-661-3198

